

学校法人三浦学園
有明教育芸術短期大学
機関別評価結果

令和5年3月10日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

有明教育芸術短期大学の概要

| | |
|-------|-----------------|
| 設置者 | 学校法人 三浦学園 |
| 理事長 | 三浦 洋義 |
| 学 長 | 若林 彰 |
| A L O | 長田 信彦 |
| 開設年月日 | 平成 21 年 4 月 1 日 |
| 所在地 | 東京都江東区有明 2-9-2 |

<令和 4 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科 | 専攻 | 入学定員 |
|---------|----|------|
| 子ども教育学科 | | 100 |
| | 合計 | 100 |

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

有明教育芸術短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和5年3月10日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和3年6月4日付で有明教育芸術短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、「愛と和と誠実」とし、人を思いやること、相手を大切に協力し合うこと、偽りのないことを求めるものであり、学校法人全体で継承されている。「江東区連携事業学生ボランティア派遣」による学生の派遣や、学科主催の公開講座の実施等、地域・社会への貢献活動を行っている。

教育目的・目標は、建学の精神に基づいて確立し、学内外に公表している。学習成果は、卒業認定・学位授与の方針と一体的に定めており、学内外に公表し、定期的に点検している。三つの方針は、ウェブサイトやオープンキャンパス等で学内外に公表するとともに、教育活動に生かしている。

自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。自己点検・評価報告書は、全職員が関与して作成しており、ウェブサイトで公表している。

学習成果を機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの3段階で査定するアセスメント・ポリシーを策定し、学科会議において定期的に点検している。授業評価アンケートによる授業改善や活動報告書（ティーチングポートフォリオ）による専任教員の教育の質の改善など、PDCAサイクルを活用し、教育を向上・充実させている。

卒業認定・学位授与の方針は、ウェブサイト、学生ハンドブック等に公表されている。教育課程は、教育課程編成・実施の方針に従って体系的に編成しており、教養教育と専門教育の関連はカリキュラムツリーにより整理している。入学者受入れの方針は、学生募集要項に明確に示しており、各入試区分の選考基準を設定し実施している。

学習成果と各授業科目との対応関係はカリキュラムマップ及びシラバスに明示しており、3年の在籍期間内で学習成果を達成することができる。学習成果は各授業科目の成績評価や「学習成果自己評価シート」、「学修実態アンケート」、GPA分布状況、卒業者数、就職率等により測定している。卒業生の進路先を対象に「卒業生に関するアンケート」を実施し、キャリアサポート委員会において結果を集計し、学習成果の点検に活用している。

教員は、シラバスに示した成績評価基準により各授業科目の学習成果を評価している。少人数のクラス担任制による学生に対する指導を行っており、学期ごとに個人面談を実施し、学生カルテを作成し、記録を引き継げる体制となっている。学生の健康管理、メンタ

ルヘルスケア、カウンセリングに関する対応は、学生相談室担当教員、保健センターの看護師が中心となって行っている。ボランティア活動等に積極的に取り組んだ学生に、卒業時に学長賞を授与している。就職支援は、キャリアサポート委員会及びキャリアサポートセンターが実施している。

教員組織は、短期大学設置基準を充足している。専任教員は、「紀要」及び「子ども教育実践総合センター紀要」や学会誌等で論文を発表するほか、積極的に研究活動及び社会的な活動に取り組んでいる。FD 活動に関する規程及び組織は整備され、教員は FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。事務組織は、学生の学習成果の獲得が図られるよう各種部門を設置し適切に配置されている。事務職員は、日常の業務に従事しながら、SD 研修や学外で行われる研修会・説明会に積極的に参加し、専門的な知識を高める努力をしている。教職員の就業に関する諸規程は整備され、教職員がいつでも閲覧できる状態になっている。

校地、校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしており、障がいのある学生へ対応する施設を常設している。教育課程編成・実施の方針に基づき、各種教室を適切に配置し、有効に活用している。施設設備は、各種規程に基づき維持管理を適切に行い、防犯対策として、警備会社による巡回や機械警備システム、防犯カメラを導入している。

情報技術の向上を目的とした教職員対象の研修については、定期的に行っている FD・SD 研修の中に関連内容を適宜取り入れている。

財務状況について、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、常務理事と連携し、学校法人の運営に必要な情報収集を行い、業務を執行しており、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。理事会は、寄附行為に基づいて開催しており、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。理事は、法令に基づき適切に構成され、建学の精神を理解し、学校法人の健全な経営について学識や経験を有している。

学長は、大学運営に識見を有しており、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会を開催し、意見を聞き、参酌した上で最終的な判断を行っている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える評議員をもって組織し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

教育情報及び学校法人の情報は、ウェブサイトを通して公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個

性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 地域貢献・連携活動として、「親子サロン」、「親子ひろば FRAN」、「エクステンションスクール」、「教員免許状更新講習」、「科目等履修生としての高校生受け入れ」、「オープンエデュケーション」、「江東区連携事業学生ボランティア派遣」など多岐にわたる活動を通じてバリエーションに富んだ地域・社会への貢献活動を行っている。

[テーマ C 内部質保証]

- 令和3年度から「評価方法」、「評価割合」、「到達目標との対応」、「評価基準」等を一覧表に統合した評価方法別のルーブリックに基づいた成績評価を実施している。このルーブリックはシラバスにも記載し学生にも周知することにより公正さと客観性を持つ厳格な成績評価が行われている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- ライフキャリア演習の中で「キャリア支援講座」を実施している。3年間の積み上げ式のプログラム構成として、キャリアサポート委員会と学科教員が互いに連携して取り組んでおり、参加率や受講者アンケートを実施して効果測定を行い、その結果を学科教員に報告して学生指導に活用している。

[テーマ B 学生支援]

- 教員による積極的かつ献身的な学生指導により教員と学生、さらには学生相互の関係性が良好に構築されている。令和3年度から「夢 Realize (通称:ユメリア)」を開始し、公立小学校教諭・幼稚園教諭・保育士・児童館職員等を目指す学生が自主的・協働的に学ぶため支援を行っている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果(合・否)と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスの一部に欠席により、減点を行っている記述があり、改善が必要である。また、これらの指摘・訂正を促すための組織的なチェック体制の整備が望まれる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっており、運用資産に比べて外部負債が多い。今後、経営改善計画を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要である。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準 | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 | 合 |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援 | 合 |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 | 合 |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合 |

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は、「愛と和と誠実」とし、人を思いやること、相手を大切に協力し合うこと、偽りのないことを求めるものであり、学校法人全体で継承されている。なお、大学案内や学生ハンドブック等に建学の精神を「教育と芸術の融合」という混同される表現が記載されているため、建学の精神を学内で共有するとともに、定期的に点検・確認することが望まれる。

「江東区連携事業学生ボランティア派遣」による、公立保育所・公立幼稚園・小学校への学生の派遣や、学科主催の公開講座等、バリエーションに富んだ地域・社会への貢献活動を行っている。

教育目的・目標は、建学の精神に基づいて確立し、学内外に公表している。人材養成が地域・社会の要請に込えているかを、キャリアサポート委員会が実施する卒業生及び進路先へのアンケート調査結果を基に定期的に点検している。

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針と一体的に定めており、学内外に公表し、定期的に点検している。三つの方針は、ウェブサイトやオープンキャンパス等で学内外に公表するとともに、教育活動に生かしている。

自己点検・評価のための規程及び組織を整備しているが、規程における構成員が遵守されていなかった。自己点検・評価報告書は、毎年自己点検・評価委員会が各委員会・組織に分担を割り当てることにより全教職員が関与して作成しており、ウェブサイトで公表している。

学習成果を機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの3段階で査定するアセスメント・ポリシーを策定し、学科会議において定期的に点検している。授業評価アンケートによる授業改善や、活動報告書（ティーチングポートフォリオ）による専任教員の教育の質の改善など、PDCAサイクルを活用し、教育を向上・充実させている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、ウェブサイト、学生ハンドブック等に公表されている。

教育課程編成・実施の方針に従って体系的に教育課程を編成しており、教養教育と専門教育の関連はカリキュラムツリーにより整理している。学則及び履修規則で CAP 制を規

定して単位の実質化を図るとともに、シラバスにおいて「評価方法」、「評価割合」、「到達目標との対応」、「評価基準」等を一覧表に統合したルーブリックを用いるなどにより、必要な項目を明示している。しかし、一部授業科目において、欠席を減点とする旨の記述があるので、シラバスの組織的なチェック体制の整備が望まれる。

入学者受入れの方針は、学生募集要項に明確に示しており、各入試区分の選考基準を設定し実施している。

学習成果と各授業科目との対応関係はカリキュラムマップ及びシラバスに明示しており、3年の在籍期間内で学習成果を達成することができる。学習成果は各授業科目の成績評価や「学習成果自己評価シート」、「学修実態アンケート」、GPA 分布状況、卒業者数、就職率等により測定している。

卒業生の進路先を対象に「卒業生に関するアンケート」を実施し、キャリアサポート委員会において結果を集計して、教授会、学科会議に情報提供し、学習成果の点検に活用している。

教員は、シラバスに示した成績評価基準により各授業科目の学習成果を評価している。少人数のクラス担任制により学生に対する指導を行っており、学期ごとに個人面談を実施し、「学生カルテ」を作成し、記録を引き継げる体制となっている。

学習支援として、入学時のオリエンテーションにおいて学生ハンドブックを用いて学習や学生生活に関する指導を行うとともに、カリキュラムマップやシラバスを活用しながら学習方法や科目選択に関するガイダンスを実施している。

学生の健康管理、メンタルヘルスケア、カウンセリングに関する対応は、学生相談室担当教員、保健センター看護師が中心となって行っている。ボランティア活動等に積極的に取り組んだ学生には卒業時に学長賞を授与している。

学生の就職支援は、キャリアサポート委員会及びキャリアサポートセンターが実施している。キャリアサポート委員会が作成した「キャリアガイドブック」を学生に配布し、キャリアガイダンスを実施するほか、「公務員試験対策講座」を通年実施している。令和3年度から「夢 Realize (通称：ユメリア)」を開始し、公立小学校教諭・幼稚園教諭・保育士・児童館職員等を目指す学生が、自主的・協働的に学ぶ支援を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を充足している。専任教員の職位は、短期大学設置基準の規定を満たしており、その学位、教育実績、研究業績等をウェブサイトで公開している。

専任教員は、「紀要」及び「子ども教育実践総合センター紀要」や学会誌等で論文発表するほか、積極的に研究活動及び社会的な活動に取り組んでいる。外部研究費は、毎年獲得の実績がある。

FD 活動に関しては、規程に基づいて FD 委員会が設置され、教員は FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。事務組織は、学生の学習成果の獲得が図られるよう各種部門を設置し、適切に配置されている。事務職員は、日常の業務に従事しながら、SD 研修や学外で行われる研修会・説明会に積極的に参加し、専門的な知識を高める努力をしている。

教職員の就業に関する諸規程は、整備され、教職員がいつでも閲覧できる状態になっている。教職員の就業管理については、IDカードにより、適正に管理・運営されている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしており、障がいのある学生へ対応する施設を常設している。教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う各種教室を適切に配置し、有効に活用している。それぞれの施設には、必要に応じて、プロジェクター、パソコン、楽器、運動用具、無線 LAN が備えられている。図書館、体育館は適切に整備され、学習環境の維持に寄与している。各種規程に基づき施設設備の維持管理を適切に行い、防犯対策として、警備会社による巡回や機械警備システム、防犯カメラを導入している。

情報技術の向上を目的とした教職員対象の研修については、定期的に行っている FD・SD 研修の中に関連内容を適宜取り入れている。

財務状況について、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっており、運用資産に比べて外部負債が多い。今後、経営改善計画を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、常務理事と連携し、学校法人の運営に必要な情報収集を行い、業務を執行しており、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮すべく努めている。理事会は、寄附行為に基づいて開催しており、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。理事は、法令に基づき適切に構成され、建学の精神を理解し、学校法人の健全な経営について学識や経験を有している。

学長は長年にわたって公立学校で教職に従事し、研究職も経験しており、大学行政等の教育行政全般さらには学校経営等に優れた経験と知見を有し、リーダーシップを発揮している。学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会を開催し、意見を聞き、参酌した上で最終的な判断を行っている。学長は、併設高等学校の校長も兼任し、短期大学業務のみならず、高等学校の業務、さらには高大連携の要となっている。なお、短期大学の組織図の記載について一部不備が残っているので、実状に即した見直しが望まれる。

監事は、寄附行為に基づき、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、監査を実施し、理事会及び評議員会に出席し意見を述べるとともに、監査結果について毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。なお、監事機能をいかに高めていくかは今後の課題である。また、監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要である。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える評議員をもって組織し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

教育情報及び学校法人の情報は、ウェブサイトを通して公表・公開している。